

不燃化特区は令和7年度までの助成制度です

〇〇家 家系図

祖母

祖父

令和5年度最後の相談会です

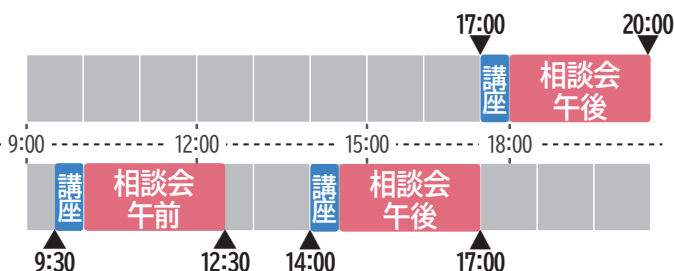
無料・事前予約制

荒川区主催 不燃化特区 第7回

住まいの相談会



令和6年 26日(金)
1月 27日(土)

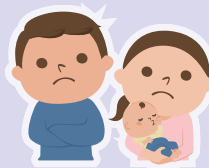


相談会

不燃化特区内のお住まいの建替えや解体に関する相談について、建築士、弁護士などの専門家が応じます。どのような相談内容か、事前予約時にお知らせいただきますと、対応がスムーズです。

※1組あたり45分の相談時間となります。

助成はもうすぐ終わるの？
いつまでに何をしたらいい？



借地を返すのに、更地にしたい。
区の助成はあるの？



認知症になる前に、
建替え等の判断は
子どもに託したい

住まいのミニ講座

認知機能低下前に備えておくべき土地・建物に関わる対策
～家族信託をご存知ですか～

家族信託について、司法書士より説明します。
(各回30分程度、同様の内容となります。)

会場

町屋文化センター 3階 第三会議室

(荒川区荒川七丁目20-1)

1月25日までの
平日8:30~17:15

事前予約制となりますので、ご希望の方は
お電話にてご予約ください。

【お問合せ・予約先】

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係 (区役所北庁舎2階⑫窓口)

電話: 03-3802-4319

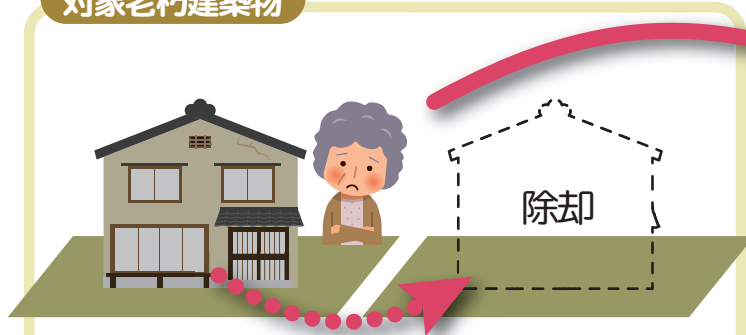


予約

住み替え助成の対象者が追加されました

不燃化特区内にお住いの世帯が、居住する老朽化した住宅の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅に住み替える場合に、住み替えに要する費用の一部を助成する事業です。

対象老朽建築物



不燃化特区内にある昭和56年5月31日以前に建てられた、以下のいずれかに該当する個人または中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物

- ・主要構造部が木造
- ・主要構造部が木造以外で、区が危険老朽建築物と判定

※対象老朽建築物は除却していただきます

対象住み替え住宅



条件に該当する住戸への住み替えが条件です

- ・荒川区にあること
- ※その他にも条件があります。詳しくは区までお問い合わせください。

助成内容

転居一時金

礼金、仲介手数料等

住居用家財移転費用

家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯は6ヶ月分）の全額

対象者

次の全てに該当する方

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
 - ・対象老朽建築物の**所有者または賃借人**（賃貸借契約に基づき使用している）
- ※その他にも条件があります。詳しくは区までお問い合わせください。

NEW
賃借人

なるほど…



助成制度の期限は令和7年度までです

助成金の交付にあたって、令和8年1月頃までに、建替え・解体等の工事を終えている必要があります。

※工期は目安ですので、余裕を持ってご相談ください（必ず事前相談を行ってください）。

【一般的な戸建て住宅で建替え助成を受ける場合】



【今後の相談会開催予定】

※令和6年度は4月以降の開催を検討中です。

検索や、2次元コードからもご確認いただけます。

荒川区 不燃化特区

検索

